様式第2号(第3条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| (表) | (裏)注意　　1　この証は、町税に関する犯則事件の調査を行う場合は、必ず携帯しなければならない。　　2　この証は、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。　　3　この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。　　4　この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。　　5　この証は、町税犯則事件調査事務の指定を解かれたとき又は徴税吏員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。 |
| 　　第　　号 |
| 町　　税犯則事件 | 調査吏員証 |
| 　写真所　　属　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　生年月日 | 年　　月　　日　　 |
| 　　　　　　　年　　月　　日身延町長　　　　　　　　　　　 |